

# 財政収支見通し

(令和8年度～令和12年度)

令和8年5月

長久手市

# 目 次

<b>§ 1</b>	<b>基本的事項</b> .....	1
1-1	財政収支見通しの趣旨.....	1
1-2	見通しの対象及び対象期間.....	1
<b>§ 2</b>	<b>計画期間内の財政見通し</b> .....	2
2-1	歳入の見通し.....	2
2-2	歳出の見通し.....	4
2-3	歳入・歳出・収支の見通しと財源調整.....	6
2-3-1	経常的経費.....	6
2-3-2	臨時的経費（主にハード事業）.....	8
2-3-3	収支の均衡と財源調整.....	8
<b>§ 3</b>	<b>基金運用・市債の考え方</b> .....	10
3-1	基金.....	10
3-2	市債.....	11

## S 1 基本的事項

### 1-1 財政収支見通しの趣旨

「第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）（平成31年3月策定）」に基づいた計画的なまちづくりの推進に向け、今後の財政運営の方向性を明らかにすることを目的に、令和3年度から令和12年度までの長期的な財政計画として、令和3年5月に『長久手市長期財政計画』を策定しました。

この計画は、作成当時の制度、その時点で入手可能な概算費用や決算数値等に基づいた推計を基にしているため、計画的な財政運営を実現していくためには、継続的に見直しを行っていく必要があります。そのため、毎年、今後5年間の大規模事業の見通しや、直近の決算や予算編成の状況、行政改革の取組、今後の社会情勢などの要素を加えて見直しを行い、「中期財政計画」を策定してきました。令和6年3月には令和6年度から令和10年度までの中期財政計画を公表しました。

しかし、中期財政計画の策定後、人事院勧告による人件費の増加、物価高騰による物件費の増加、子ども・子育て関連の扶助費の増加は高まる傾向にあり、事業総点検で一定の経常的経費を削減した効果を見込んだものの、今後も経常的経費が大きく膨らむ見通しとなりました。国の施策の財源の多くは交付税措置の対象とされていますが、本市は普通交付税の不交付団体であることから、基準財政需要額は増加するものの交付税で財源を賄うことができません。歳出の増加が歳入を上回り、歳出超過の状況が続く見通しであったことから、収支の均衡を保った財政計画の策定は困難と判断し、令和7年度は歳出超過の状況を示した「財政収支見通し」を策定しました。

今回の財政収支見通しでは、人件費の上昇、物価高騰による物件費の増加、扶助費の増加などの社会情勢は当面続くと見ており、令和10年度以降で歳出超過が見込まれることから、計画的で持続的な予算編成と財政運営を行うための対策や取組などを含めてまとめました。

なお、主に臨時的経費で見込んでいる新規事業や施設の維持修繕事業などの事業費は、総合計画に紐づく事業を実施するための行程をまとめたアクションプランや公共施設個別施設計画などに基づいた要求ベースの概算額を織り込みました。

### 1-2 見通しの対象及び対象期間

一般会計を対象とし、特別会計及び企業会計については各会計への繰出金等によって見通しとしました。

なお、令和8年度は当初予算とし、見通しの対象期間は令和9年度から令和12年度までを加えた5年間としました。

## § 2 計画期間内の財政見通し

### 2-1 歳入の見通し

#### ○市税

個人市民税については、土地区画整理事業及び民間開発に伴う人口の流入が一段落し、令和7年頃に生産年齢人口がピークを迎えると予測されていたことから、以前は税収も頭打ちになると見込んでいましたが、賃上げによる労務単価の上昇が続いているため、引き続き税収の伸びを見込みました。また、税制度の変更によって市税が減収となる可能性があるものの、その影響は不定のため見込んでいません。固定資産税及び都市計画税は、3年ごとの評価替えや償却資産の変動等を見込んで推計しています。

土地：令和9年度以降は、地価上昇による評価替えの影響を踏まえて増加を見込みました。

家屋：新築家屋の状況から微増と見込んでいますが、令和9年度と令和12年度は評価替えのため経年減価を加味して微減で見込みました。

軽自動車税は、軽自動車税環境性能割が令和8年3月31日で廃止されたことから、令和9年度以降は環境性能割分を計上なしとしました。

法人市民税・たばこ税は、令和8年度予算額と同額を見込みました。

#### ○県税交付金等

利子割交付金は、令和8年度当初予算額と同額を見込みました。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は、株式等の取引が今後も堅調であるとして増加を見込みました。

法人事業税交付金は、県が徴収した法人事業税の一部が市町村に配分されるものですが、企業業績が好調であるとして、令和9年度以降の増加を見込みました。

地方消費税交付金は、今後の物価高騰等の傾向を反映し増加を見込みました。

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割が令和8年3月31日で廃止されたため、令和9年度以降は計上なしとしました。なお、軽自動車の環境性能割に係る減収分補てんは地方特例交付金で計上しました。

地方交付税のうち普通交付税は、引き続き不交付として計上していません。

交通安全対策特別交付金は、令和8年度当初予算額と同額を見込みました。

#### ○分担金・負担金

令和8年度当初予算額と同額を見込みました。

#### ○使用料・手数料

令和9年4月に予定している使用料・手数料改定の影響については、単価改定作業中のため見込みは難しいですが、令和8年度当初予算額を基に、歳入確保の取組の成果と含めて増加を見込みました。

#### ○国庫支出金・県支出金

関連する社会保障費に連動する額を見込みました。令和9年度以降、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）にともない交付される県支出金を見込みました。

○財産収入

令和8年度当初予算額を基に、歳入確保の取組の効果を見込みました。

○寄附金

令和8年度当初予算額を基に、歳入確保の取組の効果を見込みました。

○繰入金

各年度において、財政調整基金から財政調整分の繰入れを見込みました。  
総合計画に紐付いたアクションプラン事業や公共施設個別施設計画に基づいて行う施設の管理及び修繕や更新などの事業の財源として、特定目的基金からの繰入れを見込みました。

○繰越金

各年度1億円を見込みました。

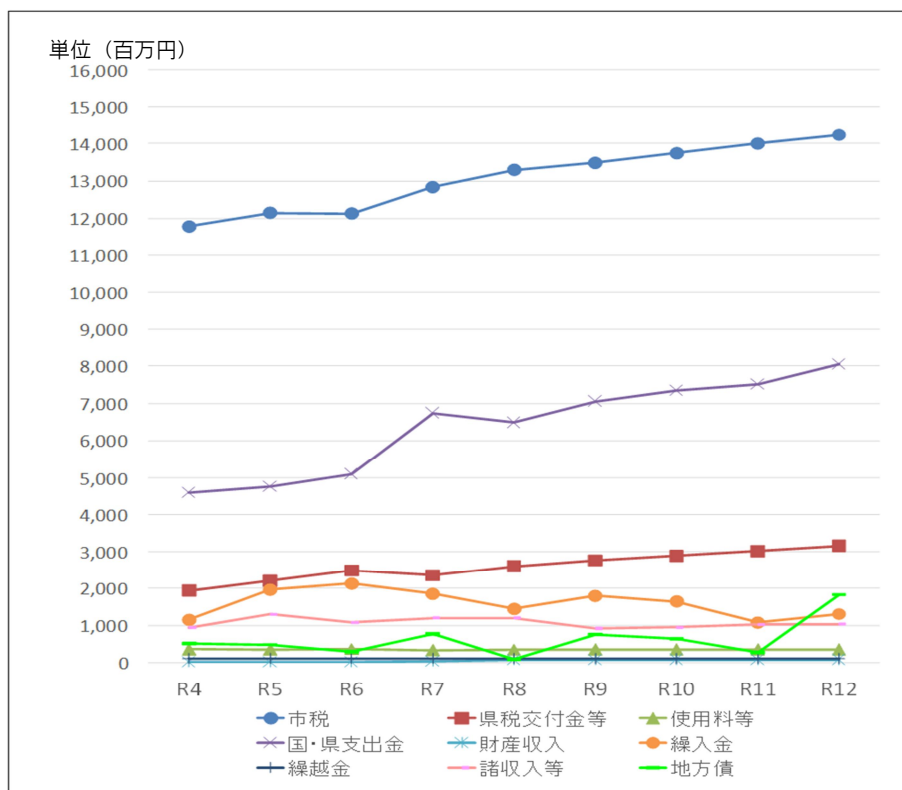
○諸収入

経常的に収入される歳入については、令和8年度当初予算額と同額を見込み、臨時的に収入される歳入については、個別の事業の財源を見込みました。なお、歳入確保に向けた取組の効果が現れるとして増額を見込みました。また、小学生の保護者が負担する給食費納付金については、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）にともない交付される公的支援相当分を減額しました。

○地方債

現在計画されているアクションプラン事業や公共施設個別施設計画に基づく事業について、特定財源を除いた金額に対して必要な額を見込みました。

【歳入の推移と今後の見込み】



(令和4年度から令和8年度は当初予算額、令和9年度から令和12年度は見込額)

## 2-2 歳出の見通し

### ○人件費

正職員の昇級及び定年延長、新規採用計画を基本とし、賃上げの動向については会計年度任用職員分も含め、近年の人事院勧告の影響を踏まえて見込みました。

### ○扶助費

令和8年度と原則同額としていますが、「身体障がい者福祉費」及び「児童福祉総務費」は、過去の推計の伸びを踏まえて増加分を見込みました。また、「保育園費」は保育士の処遇改善による保育委託料の伸びを見込みました。

### ○公債費

発行済の市債については、確定している元金及び利子の償還額で、これから発行を予定している市債については、現時点で見込んである借入額と年利3.0%の利息を見込みました。

### ○物件費

近年の著しい人件費及び物価の高騰を踏まえて、令和8年度当初予算額に対して増加を見込みました。令和8年度以降は、施設の開館にともなう指定管理料や光熱水費の増加、標準化対応による保守費用などの増加を見込みました。

### ○維持補修費

施設の老朽化に伴う修繕費や、部材や労務単価の値上がりによる事業費の上昇は避けられないため、令和8年度当初予算額に対して増加分を見込みました。

### ○補助費等

令和8年度当初予算額と同額を基本としていますが、公立陶生病院組合、尾張東部衛生組合、尾三消防組合の負担金については現時点の計画値としました。

### ○積立金

令和8年度当初予算額と同額を基本とし、基金利子の積立てを見込みました。

### ○繰出金

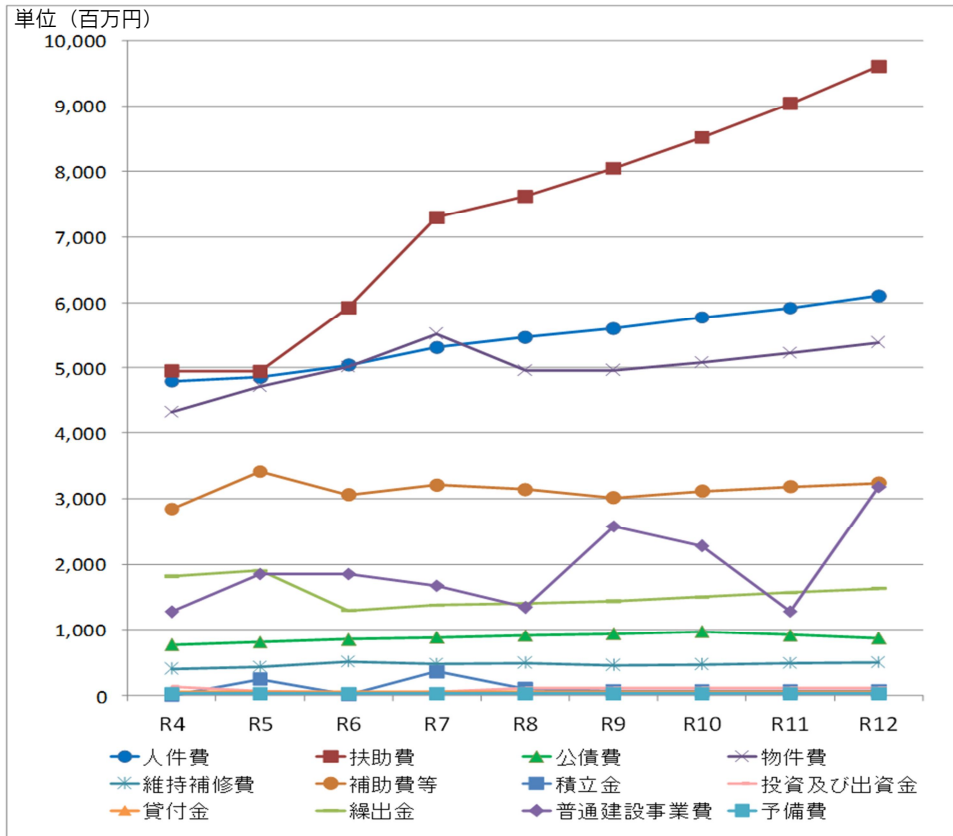
各特別会計の事業計画に基づき、必要な額を計上しました。

### ○普通建設事業費

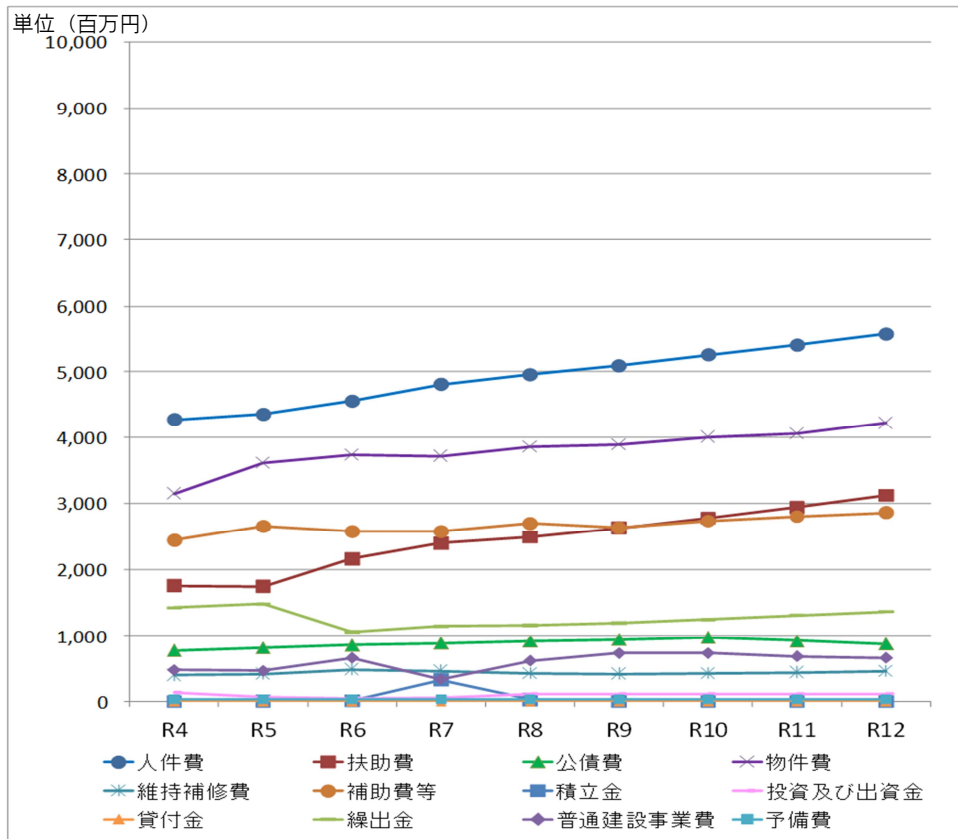
施設管理における改修や維持修繕などの経常的な事業については、令和8年度当初予算額と同額を見込みました。

臨時的な事業については、アクションプラン事業及び公共施設個別施設計画に基づく事業、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に位置づける事業、政策的に実施を予定している事業の経費を見込みました。

### 【歳出の推移と今後の見込み（事業費ベース）】



### 【歳出の推移と今後の見込み（一般財源投入ベース）】

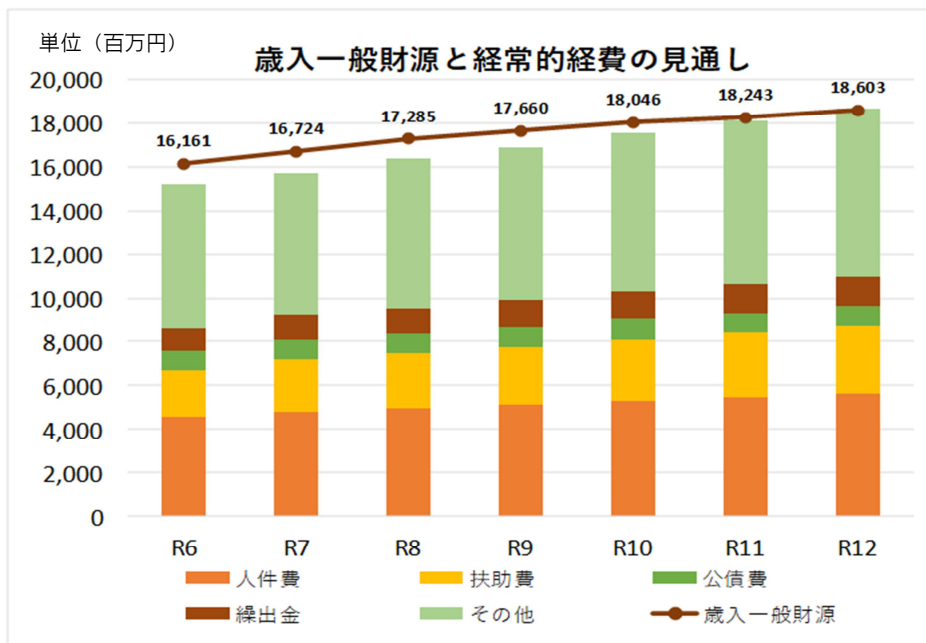


（令和4年度から令和8年度は当初予算額、令和9年度から令和12年度は見込額）

## 2-3 歳入・歳出・収支の見通しと財源調整

### 2-3-1 経常的経費

歳入では個人市民税を中心に市税収入が増加する一方、歳出では人件費及び扶助費の著しい増加により、今後の経常的経費が大きく膨らむと見込んでいます。令和6年度に対して、令和12年度は人件費が24%増加、扶助費は45%増加、医療や介護などの特別会計への繰出金は29%増加が見込まれるなど、経常的経費、特に義務的経費は大きく伸びていますが、扶助費の主なものは国が設計した社会保障制度の給付に係る費用であるなど、経費の抑制について市に裁量がないものがほとんどです。対象期間中の歳入の一般財源の合計と歳出の国・県支出金等を除いた経常的経費（一般財源投入ベース）を比較すると、行政運営のランニングコストである経常的経費は、令和10年度までは歳入の一般財源で賄うことが出来ますが、令和11年度以降はほぼ同じ額になり余剰がないことがわかります。（図）



（令和6年度～令和8年度は当初予算ベース）

このことに対応するためには、「歳入を増やして一般財源を確保する」か「支出を減らして財源として充てている一般財源を減らす」ことが考えられます。速やかに実施できる方策として、効率的な行政運営と施設管理を行うことで、まずは物件費・普通建設事業費の抑制を行います。また、合わせて次の取組を引き続き行っていきます。

## ◎歳入面での主な取組

### ア 市税の確保

事業を実施する上で必要不可欠な自主財源の根幹である市税を少しでも多く確保するため、適切な課税客体の把握に努めるとともに、適正な債権管理を進めます。長期的には、流入人口の確保など、市税の増収を目指した魅力あるまちづくりを進めます。

### イ 受益者負担の適正化

人件費や光熱水費の上昇により、公共施設の維持管理にかかる費用も増加しています。公共施設管理の最適化のため、維持管理費の縮減に努めるとともに、使用料・手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

### ウ 市有財産の適正管理

市有財産の所有目的を明確にし、処分可能な遊休資産等については、売却や貸付などを積極的に検討し、新たな財源確保に努めます。

### エ 歳入の確保

企業広告の掲載促進、公共施設などの命名権の付与（ネーミングライツ）、不用品の売却など、事業の実施に必要な一般財源の確保に努めます。取組の一環として、行政マーケティング推進室を設置し、市の魅力を発信し、「住む」「訪れる」「寄附する」といった点で「選ばれるまちになるための取組」を重点的に推進していきます。市の魅力・市民ニーズの分析方法、収益確保施策の企画立案、シビックプライドの醸成とシティプロモーションの推進の手法を研究し、取組に活用していきます。

## ◎歳出面での主な取組

### ア 人件費の削減

本市の正職員は若年層が多く、これまでは定期昇給による人件費の増加が当面の課題とされてきました。しかし、令和6年度以降の人事院勧告による大幅な増額は、特に若年層の給与水準をあげるものであったことから、人件費が急増する要因となり、今後もこの増額傾向は続くと想定されます。DXやICT等の技術を活用することによる業務の効率化・合理化により職員数の適正化を図るなど、人件費の縮減の取組を積極的に進めていきます。

### イ 扶助費の削減

扶助費は削減の難しい経費ではありますが、その中でも市単独事業について、所期の目的が達成した場合には、縮小や廃止、また時代に即した制度への見直しを行うことにより、事業費の肥大化を抑制していきます。

### ウ 公債費の削減

事業内容の見直しなどによる事業費の抑制に加え、今後の金利上昇局面を見据えて市債の発行を抑制することで、公債費の縮減を図っていきます。

### エ スクラップアンドビルド

市民ニーズや社会環境の変化によって必要性や緊急性が低くなった事業を縮小・廃止することにより、そこから生み出される財源を新たな施策の財源とするなど、一般財源ベースの経常的経費を一定程度に保つ取組を行います。

### 2-3-2 臨時的経費（主にハード事業）

新規のアクションプラン事業については、過去に政策決定された既存事業を廃止・縮小するなど、経常的に支出している経費を新規事業の財源として充てることで、経常的経費の額を一定に保つ「スクラップアンドビルド」の取組を継続して行っています。

公共施設の大規模修繕事業については、建物の機能や使用頻度、劣化度など建物の現況を公共施設等総合管理計画の目的・方針に照らし合わせ、事業の実施優先度をつけます。財源については、まずは国県補助金等を活用し、なお一般財源が不足する場合には、事業内容の見直しによる縮小や実施の先送りを提案します。緊急度が高いと判断される事業については、特定目的基金の繰入れなどで財源を補います。また、公共施設は長期間使用することから世代間の公平を図るため、起債により不足分を補うことを検討します。このように費用の軽減や平準化などから、財源の裏付けを行った上で、公共施設の管理や整備等の方針を決定するために設置した「公共施設マネジメント推進会議」における査定を経ることで、公共施設等総合管理計画との整合性を図っていきます。現時点で福祉の家の改修費用について見込んでいるものの、大規模な施設の改修等は財政に大きな影響を与えることから、財源の裏付けを検討した上で、実施の方針について慎重に判断していきます。

都市計画税を活用する事業については、事業実施年度に収入する都市計画税を活用していきますが、建物の改修や修繕には多くの費用が必要となるため、全てを実施するには都市計画施設整備基金の繰入れや地方債に頼らざるを得ません。このため、修繕や改修の範囲を絞り、費用を適正規模に抑え、計画期間内において事業実施期間を平準化するなど内部調整を重ね、財源を調整していきます。

なお、文化の家や中央図書館の改修事業などを都市再生整備計画に位置づけた上で、国の補助金（都市構造再編集中支援事業）が活用できるように、関係機関との協議を進めています。

### 2-3-3 収支の均衡と財源調整

前述の取組を行ってなお、計画期間内において収支の均衡が取れないと見込まれる場合には、予算編成時の財源調整として、財政調整基金からの繰入れを行うことで収支の均衡を図ります。令和8年度予算編成では当初7.5億円の繰入れを見込んでいたものの、結果として10.5億円の繰入れが必要でした。物価高騰への対応や予算規模が大きくなり調整が必要な額が増えている現状を踏まえて、令和9年度と令和10年度は令和8年度予算と同等の10.5億円程度の繰入れが必要であると考えています。ただし、災害や緊急を要する支出への対応や予算編成時の財源調整を担う財政調整基金の目的を踏まえ、残高を10億円以上に保つことを優先するためには、令和11年度及び令和12年度は8.5億円の繰入れに抑える必要があります。

以上のような財政調整基金による財源調整を行ってなお、歳出削減などに取り組まなければ令和10年度以降は歳出超過が見込まれることから、主に臨時的経費において、事業の進め方や財源、事業規模を抑える方策を検討していきます。

## 【歳入】

(単位：百万円)

区分		当初予算	見通し			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市税	総額	13,295	13,485	13,744	14,009	14,227
	一般財源	13,295	13,485	13,744	14,009	14,227
県税交付金等	総額	2,605	2,768	2,891	3,020	3,157
	一般財源	2,605	2,768	2,891	3,020	3,157
分担金・負担金	総額	185	185	185	185	185
	一般財源	0	0	0	0	0
使用料・手数料	総額	162	166	166	166	166
	一般財源	27	32	32	32	32
国庫支出金	総額	4,372	4,713	4,846	4,931	5,288
	一般財源	0	0	0	0	0
県支出金	総額	2,114	2,343	2,497	2,573	2,751
	一般財源	1	2	2	2	2
財産収入	総額	70	72	73	74	75
	一般財源	4	5	6	7	8
寄附金	総額	126	134	136	138	140
	一般財源	124	132	134	136	138
繰入金	総額	1,447	1,821	1,642	1,082	1,307
	一般財源	1,050	1,050	1,050	850	850
繰越金	総額	100	100	100	100	100
	一般財源	100	100	100	100	100
諸収入	総額	1,075	786	811	887	895
	一般財源	79	86	87	87	89
地方債	総額	89	757	640	270	1,830
	一般財源	0	0	0	0	0
総額	総額	25,640	27,330	27,731	27,435	30,121
	一般財源	17,285	17,660	18,046	18,243	18,603

## 【歳出】

(単位：百万円)

区分		当初予算	見通し			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	総額	5,472	5,601	5,772	5,917	6,108
	一般財源	4,959	5,088	5,254	5,400	5,571
扶助費	総額	7,619	8,046	8,515	9,031	9,603
	一般財源	2,486	2,624	2,775	2,939	3,120
公債費	総額	914	940	972	922	872
	一般財源	914	940	972	922	872
物件費	総額	4,958	4,964	5,081	5,225	5,386
	一般財源	3,854	3,889	4,003	4,054	4,219
維持補修費	総額	492	460	471	486	500
	一般財源	422	414	425	439	455
補助費等	総額	3,140	3,012	3,114	3,179	3,239
	一般財源	2,698	2,629	2,732	2,796	2,856
積立金	総額	105	71	71	71	71
	一般財源	31	5	0	0	0
投資及び出資金	総額	115	115	115	115	115
	一般財源	115	115	115	115	115
貸付金	総額	50	50	50	50	50
	一般財源	0	0	0	0	0
繰出金	総額	1,402	1,439	1,500	1,567	1,632
	一般財源	1,160	1,192	1,246	1,306	1,364
普通建設事業費	総額	1,343	2,602	2,276	1,281	3,174
	一般財源	616	734	730	681	660
予備費	総額	30	30	30	30	30
	一般財源	30	30	30	30	30
総額	総額	25,640	27,330	27,967	27,874	30,780
	一般財源	17,285	17,660	18,282	18,682	19,262

【収支】

(単位：百万円)

区分		当初予算	見通し			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入総額	総額	25,640	27,330	27,731	27,435	30,121
	一般財源	17,285	17,660	18,046	18,243	18,603
歳出総額	総額	25,640	27,330	27,967	27,874	30,780
	一般財源	17,285	17,660	18,282	18,682	19,262
歳入-歳出	総額	0	0	△ 236	△ 439	△ 659
	一般財源	0	0	△ 236	△ 439	△ 659

### § 3 基金運用・市債の考え方

#### 3-1 基金

財政調整基金は、財政の健全性と安定を図ることを目的とした基金です。予算編成時の財源調整に不可欠となる基金のため、予算編成時に必要と見込まれる額以上を確保する必要があります。事業の見直しや合理化を進め、決算剰余金等の積立てを行い、当面は残高10億円を上回るようにします。

特定目的基金は、地方自治法第241条に基づき、特定の目的のための資金を積み立てるために設置された基金です。本市は、公共施設等整備基金、公共施設等管理基金、都市緑化基金、安心安全対策基金、古戦場公園再整備基金、ふるさと応援基金、企業版ふるさと納税基金、都市計画施設整備基金を設置しています。

公共施設等整備基金、公共施設等管理基金については、計画的に積み立てることによって、将来的に実施が見込まれる施設整備及び大規模改修等の財源を確保する必要がありますが、現在は必要十分な額の積み立てを行うことは難しい状況です。既存施設の維持・修繕に必要な費用が増加していく状況の中、限りある財源を有効に活用するために、建物の機能・使用頻度・築年数・劣化状況評価などにより優先順位をつけ、事業内容の精査により経費の抑制及び平準化を進め、基金残高に注視しながら活用していきます。

都市計画施設整備基金は、都市計画税を原資として都市計画施設の整備の財源とするための基金です。計画的な事業推進のため、都市計画施設の整備及び改修等に必要となる財源を確保していきます。

(単位：百万円)

【年度末基金残高見込】	当初予算	見込み			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財政調整基金	1,492	1,312	1,132	1,152	1,172
公共施設等整備基金	1,976	1,525	1,545	1,565	1,585
公共施設等管理基金	856	758	269	139	29
都市計画施設整備基金	619	549	537	524	263
その他特定目的基金等	1,101	1,019	982	945	908
合計	6,044	5,163	4,465	4,325	3,957

### 3-2 市債

市債は、道路や公園、学校など将来にわたって多世代が長く使い続ける社会資本を整備するための借入金であり、これは施設整備の費用負担を単に先送りするものではなく、便益を受ける将来の市民にも負担してもらうことで、世代間の公平を図る役割を担っています。借入利息は過去5年で約7倍（固定金利、据置3年、償還期間25年、半年賦元利均等償還 財政融資資金からの借入れの場合、令和3年3月0.4%→令和8年3月2.8%）になり、今後さらなる上昇が見込まれることから、新たに借入れる場合には利息の支払いが大きな負担とならないように、借入額を慎重に設定します。

令和9年度から令和11年度は、各年度において新たに借り入れる額を元金償還額よりも抑えることで、市債残高は順次減少していく予定ですが、令和12年度に事業実施を見込んでいる文化の家の改修にともなう借入れのため、市債残高は増加を見込みます。ただし、見込んでいる事業費及び借入額は、都市再生整備計画の策定前の概算であり、実施年度及び借入額は確定したものではありません。

(単位：百万円)

【市債】	当初予算	見通し			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
借入額	89	757	640	270	1,830
	(856)	R7 補正繰越明許含む			
元金償還額	823	839	853	792	743
市債残高	8,375	8,293	8,080	7,558	8,645

※元金みの集計であり、利子は含んでいません

## 財政収支見直し

(令和8年度～令和12年度)

長久手市 総務部 財政課

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話 0561-63-1111 (代表)

e-mail: zaisei@nagakute.aichi.jp